広報「いわむろ」に思う

広報「いわむろ」についての意見や感想を寄せていただきましたので紹介します。これからも、このような欄を大切にしていきたいと思います。

テレビを消してペンを取る。広報の綴を前に…。いつもの習慣です。過ぎ去った日々をふりかえり、自分の生活に悔を残さないためにも毎日欠かしたことはありません。その意味で広報「いわむろ」は私の生活指針でもあります。

五十三年もあとわずかとなりました。一年間の思い出を広報とともに回想してみますとき、印象深かったのは一月号の村民憲章の公布でした。五項目の信条のうち一つでも守ることができただろうか。疑問とともに反省したりしています。

また、岩室村を考える会の答申の記事も村の発展方向を知る意味で興味深く、あらためて読み直してみました。

広報は私の教科書でもあります。

広報を通して、自分の生活をみつめ、新しい知識を得ることのすばらしさ―。

この二百号を契機にしてさらにさらに充実した内容を届けてほしいと思っています。

本田ツイ

（和納3区）

また、要望として、申し上げたいのは、毎号、「村の話題」のような身近な、ほほえましい記事を特集してほしいということです。

交通安全の問題なども、どしどし掲載する必要もあるようです。

とにかく、編集にあたられている方も大変かと思いますが〝村民の絆〟としてこれからもがんばってください。

広報「いわむろ」二百号発行おめでとうございます。

月日のたつのは早いもので、もう十六年有余がたったのですね。

本当に村民に親しまれ、毎月届くのが楽しみな広報として大きく生長したのですね。

私たちが家にいて、村全体のできごと、役場関係の予算・行事・人事と、あらゆる分野でのことが一目瞭然にわかることはとてもすばらしいことだと思います。

さらには議会活動の様子も手にとるようにわかり、議員の皆様が村の発展を思い活躍されている姿がみられ喜んでおります。

間瀬は峠をへだてておりますので、平場との交流が思うようになりませんが、広報のおかげで広く話題を得ることができます。

田中キミ

（間瀬3区）

来年度は、新しい公民館ができることを広報で知りせめて間瀬にも気軽な集会場がほしいなどと考えたり、完成したら是非利用してみようなど思いをはせたりしています。

また、年金にまつわる記事は私くらいの世代には、関心事の一つですので、数回にわたって特集していただいたらと思っています。

編集を担当されておられる方、どうかこれからも、頑張って、益々充実した広報を届けてください。

広報「いわむろ」の二百号発行おめでとうございます。

村政のこと、村のできごと、スポーツ、暮しのことなどが親切に、しかもわかりやすく載っている広報「いわむろ」を毎号楽しみにしている一人です。

一口に二百号といいましても、一号からこのかた、編集にたづさわってこられた担当者の方々のご苦労は大変であったろうと推察いたしております。

広報「いわむろ」は立派にできていてこれといった意見はありませんが要望として、次のことが実現ができたら、と思っている。

竹内勝衛

（和納6区）

ことがあります。それは、広報紙の一画に交通安全の欄を設けてほしいということです。

交通指導員をしていることから特にそう思うのかもしれませんが―。

交通事故防止の推進は、今や国民的課題にもなってきており対岸の火事式な考えでは到てい達成は不可能であり、今こそ、村ぐるみで関心をもたなければならない時です。

交通安全意識を高めるためには、私どももその任務を遂行することはもちろんですが、加えて広報による啓発、とりわけ、意見交流の場として固定した欄を設けることの意義は大きいと思うからです。

ともかく、楽しい話題を毎号楽しみにしております。

第一号から二百号というと十六年余りになります。

その頃は、まだ小学生の私でした。

この第一号を家でみたような記憶があります。

村のいろいろな出来ごとなど情報を伝えて十六年有余、広報「いわむろ」は、村民の新聞として親しまれてきたわけです。

広報が届くと最初に私が読みますが、村のようすが手にとるようにわかります。

特に毎月興味をもってみるのは、「おめでた」欄です。

―あいつに子どもが生れたかかわいい名前だ―

などと旧友が想い出されるからです。

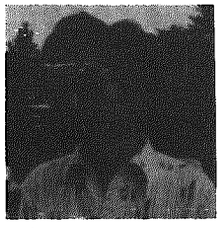

成田稔

（白鳥）

私は今、4Hクラブに加入しています。会の活動をもっと紹介してほしいと思います。

そのためには、全体に二ページ位増し、サークル活動の枠を設けてほしいと願うものです。

二百号を記念し、なんとか実現できないものでしょうか。

毎月一回の発行でもその編集や記事集めにと大変な仕事だと思います。

私たち村民を結ぶパイプ役として、さらに親しみやすい広報として、これからも読む楽しさを届けてほしいと思います。

年末年始の交通事故防止

飲酒運転は絶対やめよう

十二月は、一年のうちで、最も交通事故の多い月です。特に年末は、ドライバーも歩行者も、気分的に何かとあわただしくなります。一方、みぞれもようの悪天候が続き、雪による交通渋滞が、ひんぱんに起きるようになるなど道路状況は最悪になります。気ぜわしさや、イライラが高じ、とものすれば、スピードの出し過ぎ、無理な追い越しなどの違反運転がめだつようになります。なかでもこの時期にふえるのが、飲酒運転による事故です。酒を飲む機会が多くなる年末年始は特に要注意です。岩室村では、この時期、警察署などの協力を得て、交通指導車による巡回指導などを強化することにしています。「飲んだら乗るな、乗るなら飲むな」を今一度一人ひとりが確認しましょう

飲酒運転

死亡率は平均の三・二倍

二・一世帯に一台――これは、全国平均でみた乗用車の保有台数です。

一方、十六歳以上の〝免許適齢人口〟に占める運転免許保有者の割合は、男性が一・五人に一人、女性が四・二人に一人、全体で二・二人に一人となっています。

――二世帯に一台の割合で乗用車を持ち、二・二人に一人が運転する――クルマは、私たちの生活に、より一層身近なものとなりました。

ところで、成人男子の八割は酒を飲むといわれています。

国民皆免許時代といわれる一方で、酒が日常広く親しまれる――車を運転する人は、だれもが、飲酒運転や酒気帯び運転の危険性を宿しているといえます。

酒酔い運転による死亡事故は、スピード違反、わき見運転に次いで多く、その死亡率たるや、平均の三・二倍という高率です。

年末年始は、特に飲酒の機会が多くなります。

「この程度なら大丈夫」という自己判断が一番危ないのです。

――飲酒運転をしない、させない――ことをみんなで自覚し事故のない年の瀬にしたいものです。

道路交通法がかわりました

～自転車通行の改正点～

道路交通法が、七年ぶりに大幅改正され、十二月一日から施行されます。

今回の改正は、二・三人に一人が運転免許を持つ「国民皆免許時代」を迎えて、クルマ社会の新しい秩序づくりをめざすものです。

私たちの身近な〝足〟として使われている自転車の通行についての改正点を紹介します。

横断帯が新設されます

自転車で横断中の交通事故を減らすため、新しく自転車専用の横断帯が設けられます。幅一・五メートルの横断帯には、自転車の図柄入りの標識や標示がつきますが、横断歩道に併設される場所では、歩行者用の信号と共通になります。

車は横断帯の手前ではスピードを落とし、自転車横断中は必ず一時停止をしなければなりません。また、横断帯の手前三十メートル以内での追い越し、追い抜きは禁止となります。

交差点への進入が一部禁止されます

交通のはげしい交差点などでは、自転車で横断するのはとても危険です。とくに、大型トラックなどに巻き込まれる事故がふえています。

このような事故を防ぐために、交通量が多く、自転車の横断が危険な交差点には、新たに「自転車進入禁止」の道路標示がつけられます。

「自転車進入禁止」の標示のある交差点では、自転車をいったん歩道の上にあげ、自転車横断帯を利用して交差点を渡らなければいけません。

歩行者用信号に従って通行を

自転車は、「歩行者、自転車専用」という標示がある場合、歩行者用信号の指示に従うことになりました。

現在、信号機は、車と歩行者用の二種類で、これまで自転車は車の信号機に従ってきました。

しかし車と一緒に並んで走るのが危険な場所や交差点がふえてきました。

このため、新たに「歩行者、自転車専用」の標識がついた歩行者用信号が設けられることになりました。

標識の文字は白地に青い色で書かれています。

このような信号機のあるところでは、歩行者と自転車は同じ信号機に従うことになります。

信号無視は懲役三月以下罰金三万円以下です。

歩道では車道寄りを徐行してください

自転車の、歩道での通行が制限されます。これまで二輪の自転車だけは、標識のある歩道を通行できました。

ところが最近、自転車を利用する人がふえ、歩行者との接触事故も増加する一方です。そこで、歩道を通行できるのは、次の条件に合う自転車に限定されました。大きさは長さ一・九メートル以下、幅が六十センチ以下、以外は認められません。また、常に〝徐行〟を心がけなければなりません。